

## 株券等に関する手数料及びその料率等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる規則は、廃止する。

- ( 1 ) 株券等に関する手数料及びその料率 (平成 14 年 6 月 17 日通知)
- ( 2 ) 大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例 (平成 16 年 8 月 1 日通知)
- ( 3 ) 新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例 (平成 19 年 2 月 23 日通知)
- ( 4 ) 上場投資信託受益権に関する手数料及びその料率 (平成 19 年 11 月 5 日通知)

### 附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 株券等に関する手数料及びその料率に定める保管手数料については、施行日の属する月の初日から施行日の前日までの間の各日が全て休業日に当たる場合には、当該休業日の保管手数料を徴収しない。